

事務事業名	児童手当支給事業		担当	健康福祉部　こども家庭課　子育て支援係	
政策名	2	「笑顔づくり」～安心と元気アップ!～	施策名	1	子育て支援の充実
成果指標	名称		単位	6　年度実績	
	受給児童数		人	12,114	
事業概要	児童を養育している者に児童手当を支給することで、家庭における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健全な育成及び資質の向上に資することを目的とする。 [支給対象]18歳到達後最初の3月31日までの間にある児童を養育している者に支給 [支給額(月額)]3歳未満：15,000円　3歳以上高校修了前：10,000円 (　ただし第3子以降は30,000円) [支払時期]原則として、毎年4月、6月、8月、10月、12月、2月にそれぞれ前月までの2か月分を支給				
6　年度 実績・成果・課題	令和6年10月から児童手当制度が改正された。 (1) 支給対象年齢を18歳まで拡大 (2) 所得制限の撤廃 (3) 第3子以降の支給額増額 (4) 児童手当支給月の増加 (5) 大学生相当年代を第3子加算のカウント対象に追加 制度拡充に伴い児童手当システムの改修を実施、改正内容の周知や対象者への申請勧奨を行った。 【課題】 令和6年10月の児童手当制度改正に伴い、事務が複雑化し、事務作業量が大幅に増加した。				
今後の方向性と 具体策	☐ 廃止 ☐ 休止 ☐ 目的絞込み ☐ 目的拡充 ☐ 事業統廃合 ☒ 事業のやり方改善 ☐ 予算削減 ☐ 予算増大 ☐ 現状維持（従来通りで特に改革改善をしない） 【具体的な改善案】 令和7年度から児童手当現況届の対象者が変更となるため、制度改正後の事務取扱い及び事務スケジュールを確立し、効率的かつ適切に手当を支給する。				